

令和3年12月23日
中部地方整備局

道路協力団体を新たに1団体指定しました。

民間団体等による道路管理の充実を目的とした制度による新たな活動がスタート

- 令和3年11月5日から公募しておりました「道路協力団体」^注について、1団体から申請がありました。
- 審査の結果、令和3年12月23日付で、新たに道路協力団体に指定しましたのでお知らせします。

新たに指定した団体：須走まちづくり推進協議会

【業務を行う道路の区間】

国道138号
静岡県駿東郡小山町須走地区内

【業務の内容】

- ・道路清掃・草刈・桜並木管理
- ・防護柵塗装
- ・デジタルサイネージ設置
- ・ベンチ・サイクルラック設置
- ・自動販売機設置
- ・オープンカフェ開催
- ・道路景観向上等に関する普及啓発活動

- これまでに指定された団体の情報は、別紙1でご確認下さい。

注) 道路協力団体制度は、道路における身近な課題の解消や道路利用者のニーズへのきめ細やかな対応などの業務に自発的に取り組む民間団体等を支援し、地域の実情に応じた道路管理の充実を図ることを目的とした制度です。制度の概要については、別紙2をご覧ください。

1. 配付資料:別紙1(道路協力団体の指定状況)、別紙2(道路協力団体制度リーフレット)
2. 配布先:中部地方整備局記者クラブ、静岡県政記者クラブ、御殿場記者クラブ

<問い合わせ先>

中部地方整備局 道路部計画調整課

課長 井上 英俊

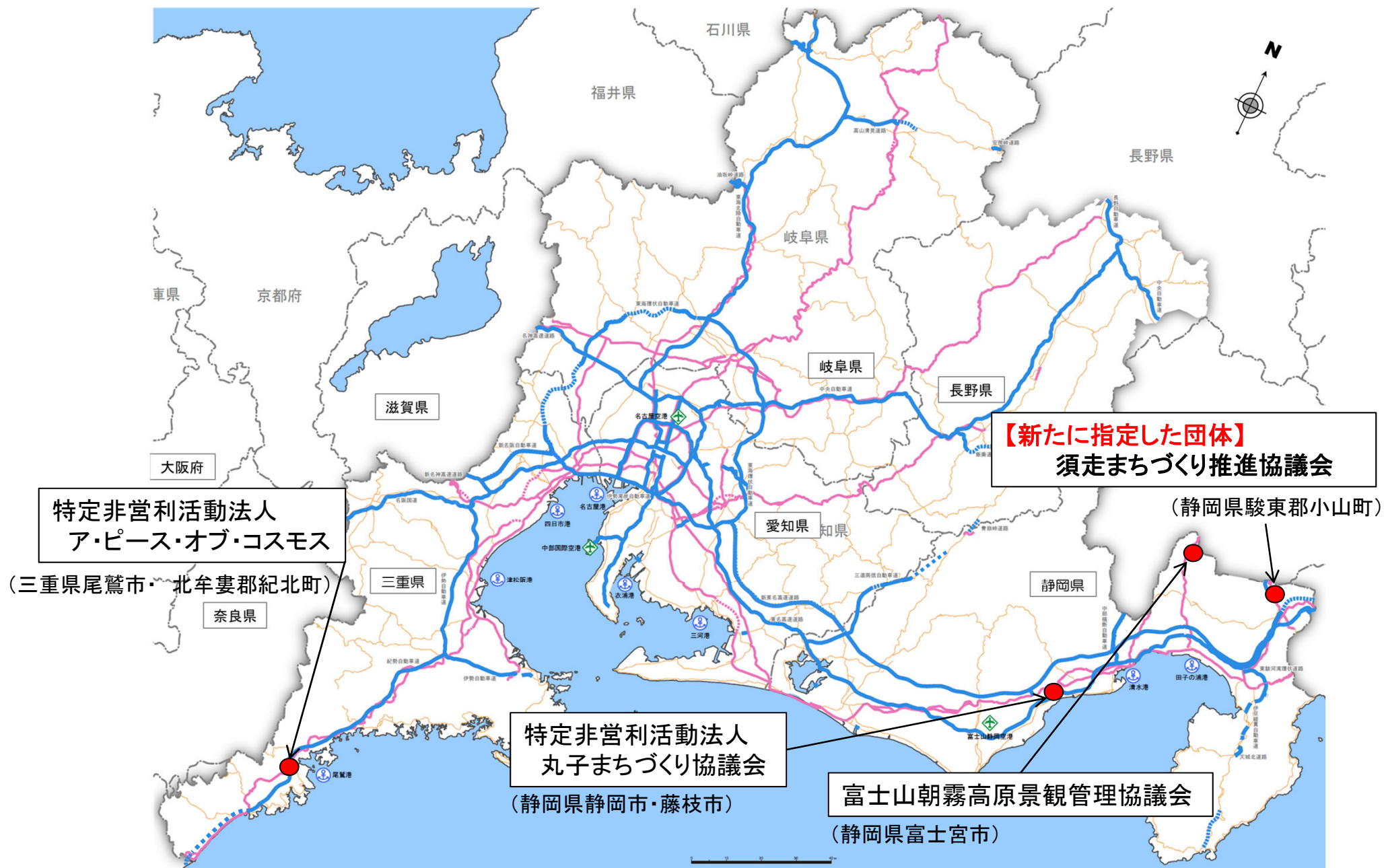
課長補佐 和田 春樹

直通電話:052-953-8171

道路協力団体の指定状況(中部地方整備局管内)

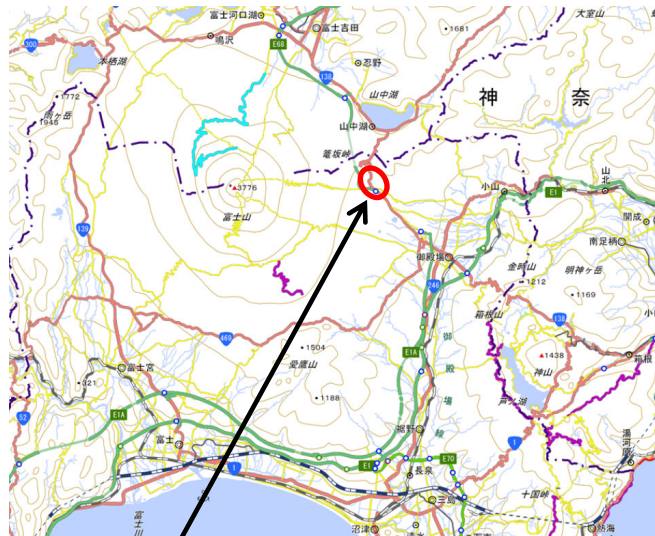
指定番号	指定年月日	道路協力団体に 指定する期間	法人等の名称	住所、事務所の所在地
国(中部地方整備局)静岡第1号	令和元年12月27日 (初回指定:平成28年12月27日)	令和6年12月26日まで	富士山朝霧高原 景観管理協議会	静岡県静岡市 葵区安東2-22-24
国(中部地方整備局)紀勢第1号	令和元年12月27日 (初回指定:平成28年12月27日)	令和6年12月26日まで	特定非営利活動法人 ア・ピース・オブ・コスモス	三重県津市上浜町 6丁目224番地104
国(中部地方整備局)静岡第2号	令和3年1月15日	令和8年1月14日まで	特定非営利活動法人 丸子まちづくり協議会	静岡県静岡市駿河区 丸子3丁目12-52
【新たに指定】 国(中部地方整備局)沼津第1号	令和3年12月23日	令和8年12月22日まで	須走まちづくり推進協議会	静岡県駿東郡小山町 須走267-6

国土交通省

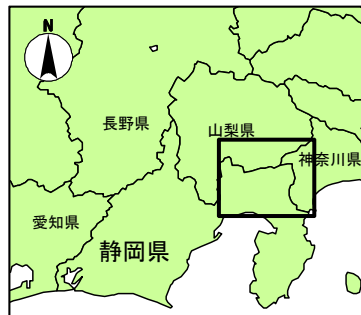


○法人等の名称:須走まちづくり推進協議会

【活動位置図】



国道138号
静岡県駿東郡小山町
須走地区内



【業務の内容】

- ・道路清掃・草刈・桜並木管理
- ・防護柵塗装
- ・デジタルサイネージ設置
- ・ベンチ・サイクルラック設置
- ・自動販売機設置
- ・オープンカフェ開催
- ・道路景観向上に関する普及啓発活動

※具体的な内容については、今後、道路管理者との協議の上決定します。

【これまでの活動状況】



道路清掃



防護柵塗装(道路管理者と協同で実施)

「道路協力団体制度」が創設されました。

1. 道路協力団体制度とは？

- 道路における身近な課題の解消や道路利用者のニーズへのきめ細やかな対応などの業務に自発的に取り組む民間団体等を支援するものです。
- 道路管理者と連携して業務を行う団体として法律上位置づけることにより、自発的な業務への取組を促進し、地域の実情に応じた道路管理の充実を図ろうとするものです。

2. 制度の特徴

- 業務を行うにあたり 3. ②に挙げる物件等の道路占用が必要な場合、手続きが円滑・柔軟化されます。
- 道路空間を活用した収益活動が可能です。その収益は道路の管理に還元頂きます。

3. 道路協力団体の業務内容（道路法第 48 条の 47）

- ① 道路管理者に協力して、道路に関する工事又は道路の維持を行うこと。
(例：道路の清掃、花壇整備、歩道の段差解消のためにステップの設置等の軽易な工事)
- ② ①のほか、安全かつ円滑な道路の交通の確保又は道路の通行者若しくは利用者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設であって、下記※に掲げるものの設置又は管理を行うこと。 ※道路法施行規則第 4 条の 20
 - 1) 看板、標識、旗ざお、幕、アーチその他これらに類する物件または歩廊、雪よけ等で安全かつ円滑な道路の交通の確保に資するもの
(例：歩行者等の通行注意看板、案内板、街灯、歩廊)
 - 2) トンネル上、高架下等の自動車駐車場及び自転車駐車場
(例：小型モビリティ用駐車場、シェアサイクル駐輪場)
 - 3) 道路の路面に設ける自転車、原付、小型自動車等の駐車に要する器具
(例：シェアサイクル施設)
 - 4) 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの
(例：掲示板)
 - 5) 標識又はベンチもしくはその上屋、街灯等
(例：歩行者休息スペースやバス停等のベンチ及び上屋、案内板、街灯)
 - 6) 食事施設、購買施設等
(例：オープンカフェ、マルシェ)
 - 7) 道路に関するイベントに係る広告塔、ベンチ、露店、看板、標識、アーチ等
(例：道路に関連したイベント開催に要する機材)
- ③ 道路の管理に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
(例：道路の不具合箇所、不法占用物件等の発見及び道路管理者への通報)
- ④ 道路の管理に関する調査研究を行うこと。
(例：交通量調査、道の駅の利用者ニーズ調査)
- ⑤ 道路の管理に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
(例：通勤・通学の安全確保に関する意見交換、占用許可制度に関する啓発活動、無電柱化等の施策に関するワークショップの開催)
- ⑥ ①～⑤に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

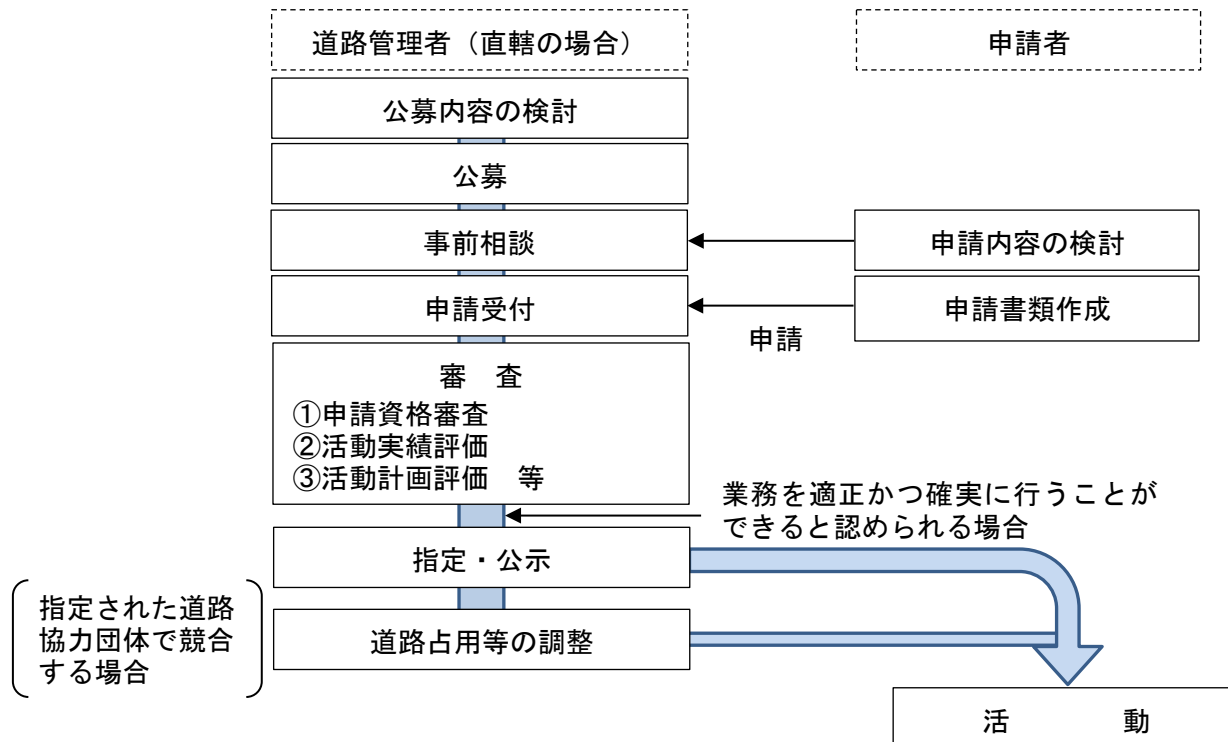
【道路協力団体の活動イメージ】



4. 指定までの主な流れ

※道路管理者により異なる場合がありますので、ご注意ください。

道路協力団体の指定を希望する法人等は、道路管理者に対して申請を行います。申請を受けた道路管理者は、道路協力団体としての業務を適切かつ確実に行うことができると認められる法人等であるか審査のうえ、道路協力団体に指定します。



問合せ先 中部地方整備局 道路部 計画調整課
 電話番号：052-953-8171
<https://www.cbr.mlit.go.jp/road/dourokyoryoku/index.html>